原 第 36 号 平成28年8月16日

原子力規制委員会 原子力規制庁 殿

北陸電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊

志賀原子力発電所の 発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は平成22年6月28日に1号炉の志賀原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請(平成23年9月30日及び平成24年3月16日に一部補正。以下「既申請1」という。)し、また、平成26年8月12日に2号炉の志賀原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を重複申請(以下「既申請2」という。)しておりますが、この度、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請致しました。(以下「後申請」という。)

従いまして,既申請1及び2と後申請とが重複することとなりますが,当 社としましては,相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますの で,既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂 きますようお願い致します。

なお,いずれかの申請の許可後,もう一方の申請に対する補正申請を実施 する予定です。

【既申請1(1号炉)案件】

- 申請書名:志賀原子力発電所原子炉設置変更許可申請書 (1号原子炉施設の変更)
- 2. 申 請 日: 平成22年6月28日 (原第19号) (平成23年9月30日 及び平成24年3月16日に一部補正)
- 3. 変更の理由:

1号炉にウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を取替燃料の一部として採用する。

【既申請2(2号炉)案件】

- 申請書名:志賀原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 (2号発電用原子炉施設の変更)
- 2. 申 請 日: 平成26年8月12日 (原第22号)
- 3. 変更の理由:

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 の施行に伴い、2号炉に関し、設計基準対象施設及び重大事故等対処 施設の設置及び体制の整備等を追加する。

ただし、重大事故等対処施設のうち、特定重大事故等対処施設及び 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関 する規則第 57 条第 2 項で設置を求められている常設直流電源設備に ついては今回の申請対象外とする。

あわせて, 記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に 変更する。

【後申請(1号及び2号炉)案件】

- 1. 申請書名:志賀原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 (1号及び2号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法 の変更)
- 2. 申 請 日:平成28年8月16日(原第35号)
- 3. 変更の理由:

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」 の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

以上